資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集についての御意見及びそれに対する考え方

○　御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見の概要	回答
【変更事項１】「別紙２―２　くろまぐろ（大型魚）」のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の見直しについて	
くろまぐろについて １　有効期間を変更する案について 昨今の海洋環境の変化は目まぐるしくそれに対応できるよう操業形態、漁業経営を検討するためまた、くろまぐろ資源も回復傾向にあると考えられ毎年注視して少しでも配分割合の少ない船を考慮していく考えを持っていただきたい。 新規参入のしやすい環境を整えるためにも 2 年から 3 年への変更については反対。	漁獲割当割合の有効期間については、漁業法施行規則第４条本文において有効期間が原則５年と定められており、将来的には５年間を目指すべきと考えます。他方、現時点においては「資源の特性及びその採捕の実態を勘案」し、原則より短い３年とする案としています。 また、新規参入に関しましては、漁獲割当割合の有効期間にかかわらず、年次漁獲割当量に基づいて、かつお・まぐろ漁業により、くろまぐろを対象とした漁業を営むためには、当該漁業の許可が必要です。現時点において、漁業法第 42 条第１項の規定に基づく、かつお・まぐろ漁業に係る許可の公示は予定されていないため、新規にかつお・まぐろ漁業を営むためには、既存の漁業者の許可を承継する必要があります。その上で、当該許可に係るくろまぐろの漁獲実績を引き継ぐとともに、当該許可に漁獲割当量が設定されている場合には、当該漁獲割当量に基づいて、くろまぐろを対象とした漁業を営むことが可能であり、また、当該許可に漁獲割当割合のみが設定されている場合であっても、他の漁船から年次漁獲割当量の移転を受けることが可能です。
２　令和４年１月から令和６年 12 月まで漁獲が無い船へは配分しない案について いきなりこのような漁獲の有り無しで配分を決める事には反対。見直す必要がある。漁業者の中には整備や船体工事等の他やむを得ない事情で漁獲できなかった可能性もあるため。 新規参入者がいた場合の対応はどう考えているのか示してほしい。	漁獲実績がない船舶の取扱いについては、令和５年度の水産政策審議会資源管理分科会の議論で論点の一つとされ、水産庁から見直しを検討する旨を述べています。また、均等割が０％と設定される船舶については、３管理年度連続して漁獲実績のない船舶を対象としていることから、漁業者の個別事情についてはある程度考慮できていると考えています。 適切な資源管理を行いながら漁業生産力を発展させていくという漁業法の趣旨の下、限られた資源を有効に利用するためには、過去連続して漁獲実績がない船については、均等割の対象としないということもやむを得ないものと考えており、水産政策審議会資源管理分科会でも了承が得られています。 なお、このような制約を設けたとしても、漁獲割当割合の申請を行い、漁獲割当割合が０％と設定された者は、他の漁船から年次漁獲割当量の移転を受けることで、くろまぐろを対象とした漁業を営むことは可能です。

「Ｒ４年１月からＲ６年 12 月まで漁獲が無い船には配分されない件」について 　均等割りの部分だけでも配分してほしい。	適切な資源管理を行いながら漁業生産力を発展させていくという漁業法の趣旨の下、限られた資源を有効に利用するためには、過去連続して漁獲実績がない船については、均等割の対象としないということもやむを得ないものと考えており、水産政策審議会資源管理分科会でも了承が得られています。 　なお、このような制約を設けたとしても、漁獲割当割合の申請を行い、漁獲割当割合が０％と設定された者は、他の漁船から年次漁獲割当量の移転を受けることで、くろまぐろを対象とした漁業を営むことは可能です。
本鮪という存在は我々漁師にとっては高嶺の花の獲物です。それを目の当たりにして切り捨てるという行為を容認できるものではありません。 　１年に数本の漁獲かもしれないがそれを漁獲できる喜びや希望を失くさせるような考えはやめて全船へ配分をしてもらいたい。 　現場感覚としてではあるが本鮪の繁殖は著しく回復傾向にあるように感じている。	適切な資源管理を行いながら漁業生産力を発展させていくという漁業法の趣旨の下、限られた資源を有効に利用するためには、過去連続して漁獲実績がない船については、均等割の対象としないということもやむを得ないものと考えており、水産政策審議会資源管理分科会でも了承が得られています。 　なお、このような制約を設けたとしても、漁獲割当割合の申請を行い、漁獲割当割合が０％と設定された者は、他の漁船から年次漁獲割当量の移転を受けることで、くろまぐろを対象とした漁業を営むことは可能です。
令和８年管理年度以降の均等割りの算出方法について、令和４年管理年度から令和６年管理年度での実績がない船には割当割合を０％にすることに対し内容の見直しを要望いたします。 　本船は、令和２年８月に所有していた船が漁船事故により沈没した為、代船を準備し令和６年１月より漁業を再開することが出来るようになった為実績がありません。 　令和６年管理年度のクロマグロの漁獲割当数量が 190 ㎏程しかなく、令和６年管理年度に関してはクロマグロ漁業として成り立たないと判断し漁を行わなかった為実績がありませんでした。 　令和７男管理年度は、割当数量も約 1,000 ㎏であった為クロマグロ漁を行っており、令和８年管理年度以降も継続してクロマグロ漁を行いたいので、令和４年管理年度から令和６年管理年度での実績が無い船の割当割合が０％にすることに対し見直し（実績を用いる事に反対、用いるにしても救済措置の検討）を強く要望いたします。 　昨今の燃油高、漁具資材の高騰、人件費の上昇の影響を受け非常に厳しい経営状況となっており、魚価の高いクロマグロによる収入が無くなるの	漁獲実績がない船舶の取扱いについては、令和５年度の水産政策審議会資源管理分科会の議論で論点の一つとされ、水産庁から見直しを検討する旨を述べています。また、均等割が０％と設定される船舶については、３管理年度連続して漁獲実績のない船舶を対象としていることから、漁業者の個別事情についてはある程度考慮できていると考えています。 　適切な資源管理を行いながら漁業生産力を発展させていくという漁業法の趣旨の下、限られた資源を有効に利用するためには、過去連続して漁獲実績がない船については、均等割の対象としないということもやむを得ないものと考えており、水産政策審議会資源管理分科会でも了承が得られています。 　なお、このような制約を設けたとしても、漁獲割当割合の申請を行い、漁獲割当割合が０％と設定された者は、他の漁船から年次漁獲割当量の移転を受けることでくろまぐろを対象とした漁業を営むことは可能です。

は、さらなる経営状況の悪化が避けられず経営継続が困難になる恐れがあるため是非とも検討をお願いします。	
有効期間を３管理年度とする場合、2026 年からの３管理年度は、個別漁獲割当による管理を一時停止し、総量管理とすることが望ましい。この間に各漁船の漁獲実績を調査し医師、期間終了後に続く２年間に個別漁獲割当を段階的に実施することを明示し、漁業者が先の見通しを立てやすくする。通算して５年間で制度の不備を修正すべきである。 一時的に総量管理へ戻して支障がないと考える理由は、第一に「かつお・まぐろ漁業」を構成する２つの漁業団体は水産庁の意向調査に対していずれも太平洋くろまぐろ大型魚の個別漁獲割当をいったん解除し、公平に情報が行き渡った環境のもとで太平洋くろまぐろ大型魚の割当割合算定の基礎となる各漁船の漁獲実績を新たに調査し直すよう要望している、第二に、かつお・まぐろ漁業区分への配分数量の範囲内で行われる総量管理であるから沿岸漁業その他の区分の漁業に影響を及ぼすことはない、第三に、2020 管理年度以前は、水産庁の一方的かつ恣意的な基準期間の設定により「かつお・まぐろ漁業」への漁獲量配分が極端に少なくなり、先獲り競争が加熱し、採捕停止が頻発したものであるが、近年この過小配分の修正等がある程度進んで先獲り競争が生じる恐れは消えている、第四、最後に、大中型まき網漁業においても日本列島太平洋側での操業は総量管理で、個別漁獲割合割当が行われておらず、同じ漁場でより漁船数が多いかつお・まぐろ漁業は水産庁による拙速な個別漁獲割当適用により混乱が続いており、漁獲実績の取り直しなどにより漁業者間の信頼醸成に取り組む必要がある、の４つである。	以下の理由から総量管理に戻すべきではないと考えます。 ①漁獲割当て（ＩＱ）管理を基本とする漁業法の規定に変更はないこと ②「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、くろまぐろ以外の資源も含め、ＩＱ管理の導入が進展していること ③昨年とりまとめられた「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」において、大臣管理区分間での配分に関しては、「漁獲割り当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う」こととされており、かつお・まぐろ漁業（ＩＱ管理区分）には、これに基づく配分が行われていること。
なお「かつお・まぐろ漁業」に適用される有効期間、均等割の規定だけを改定するのでは不十分である。特段の理由が明示されない限り、その他の区分でも同じ期間、割合を採用するべきである。	かつお・まぐろ漁業以外の区分における漁獲割当割合の設定基準については、当該各漁業について、それぞれ漁業法第 17 条第３項及び漁業法施行規則第５条各号に規定された事項を勘案し検討されることになります。
また、漁獲割当によらず総量の管理を行っている大中型巻き網漁業の漁獲割当への全面的移行を遅くとも2029管理年度（かつお・まぐろ漁業への個別漁獲割当てが解除され、漁獲量を再調査して2029年度に個別漁獲割当を再適用する場合)、早ければ 2026 年度（かつお・まぐろ漁業への個別漁獲割当てによる管理が継続される場合）に実施するとのスケジュールを明示し、公平を期すべきである。	大中型まき網漁業においては、令和４管理年度から、主要な時期・操業海域である５月から７月の日本海において、大型魚のＩＱ管理を導入済みです。太平洋側については、年間を通じて、まいわし等を対象とした操業における混獲の問題などがあり、導入に向けた課題を整理・検討してきているところです。現時点において具体的なスケジュールを申し上げることは困難ですが、適切な形でＩＱ管理が導入されるよう、検討を進めてまい

均等割は縮小・廃止し、最大３割までを自由競争にすれば、過去に実績のない漁業者もくろまぐろ漁業に参入する機会が保証される。実績のない漁業者を０％と扱うなども無用である。	ります。
資源管理基本方針のうち、くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）については変更案の対象から漏れているが、以下のいずれかを新たに追加すべきである。 １　2026 年度から漁獲割当管理とする ２　2026 年度から、農林水産大臣は科学専門家等をオブザーバーとして年間最大 30 日間、漁獲量監視のため乗船させることができる 宮城県塩釜港等での太平洋くろまぐろを含む漁獲量のごまかしが大中型まき網において発生していると容易に推定しうるため、漁獲量を監視する業界の自主的取り組みに委ねておくことは不適当である。	大中型まき網漁業においては、令和４管理年度から、主要な時期・操業海域である５月から７月の日本海において、大型魚のＩＱ管理を導入済みです。太平洋側については、年間を通じて、まいわし等を対象とした操業における混獲の問題などがあり、導入に向けた課題を整理・検討してきているところです。現時点において具体的なスケジュールを申し上げることは困難ですが、適切な形でＩＱ管理が導入されるよう、検討を進めてまいります。 また、大中型まき網漁業へのオブザーバーの乗船については、中西部太平洋まぐろ類委員会（ＷＣＰＦＣ）の措置に基づいて、公海における操業の一部において、オブザーバーの乗船を実施しています。現在、ＷＣＰＦＣでは、大中型まき網漁業を含め、太平洋くろまぐろの監視取締の強化について検討しており、今後ともＷＣＰＦＣの議論を踏まえて適切に対応してまいります。
資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見募集のうち「変更事項１」について（別紙２－２　くろまぐろ大型魚についての規定の変更案について） １　有効期間について 全体期間を５年とし、前半３管理年度（令和８年度から10年度まで）を総量による管理、後半の２管理年度（令和 11 年度から令和 12 年度）をＩＱによる管理とする。本年９月の水産政策審議会資源管理分科会で公表された「かつお・まぐろ漁業」２団体に対するアンケート調査結果にもある通り、２団体ともＩＱの基礎となる漁獲実績を公平、公正な条件のもとで調査し直す機会を設ける必要がある、と考えている。 ２　均等割の算出方法について ＩＱを解除し、総量管理とする場合、均等割は不要である。また、ＩＱ適用の場合、均等割は１割以下もしくは廃止とする。総量のうち１～２割をオリンピック枠とすれば、過去実績のない漁業者にも参入機会を提供できる。	以下の理由から総量管理に戻すべきではないと考えます。 ①ＩＱ管理を基本とする漁業法の規定に変更はないこと ②「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、くろまぐろ以外の資源も含め、ＩＱ管理の導入が進展していること ③昨年とりまとめられた「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」において、大臣管理区分間での配分に関しては、「漁獲割り当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う」こととされており、かつお・まぐろ漁業（ＩＱ管理区分）には、これに基づく配分が行われていること。

３　水産庁に求められて提出したアンケート調査に記した意見・要望に対して特段の照会、問い合わせもないまま、また、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会での意見も聴取しないまま、資源管理基本方針の関係規定のごく一部のみについて意見募集した意図を理解しかねている。パブリックコメントを形式的に実施するよりも、割当割合の基準となる漁獲実績の調査の仕方を含めて、すでに漁業団体が提出済みの詳細な意見・要望について水産庁内及び水産政策審議会くろまぐろ部会で丁寧かつ真摯に検討を進めていただきたい。 ４　最後に、くろまぐろ大型魚に関して「かつお・まぐろ漁業」関係の規定の変更案となっているが、漁獲量がもっとも多い「大中型まき網漁業」に関してもＩＱを完全適用するスケジュールを明記すべきである。関係漁船数が 200 を超し、漁獲対象や操業海域・時期も多様である「かつお・まぐろ漁業」と比べて同質性が高く、漁船数も少ない「大中型まき網漁業」がＩＱ実施をまぬがれている現状は到底容認できるものではない。	関係団体から提出されたアンケートの回答については、水産政策審議会第 139 回資源管理分科会において、全ての写しを委員に配布するとともに内容を説明しています。なお、水産政策審議会資源分科会くろまぐろ部会は、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会運営規則に基づき「くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関し、調査審議する」こととされており、かつお・まぐろ漁業のＩＱ設定基準について議論する場ではなく、当該議論は水産政策審議会資源管理分科会において適切に実施されてきたところです。 大中型まき網漁業においては、令和４管理年度から、主要な時期・操業海域である５月から７月の日本海において、大型魚のＩＱ管理を導入済みです。太平洋側については、年間を通じて、まいわし等を対象とした操業における混獲の問題などがあり、導入に向けた課題を整理・検討してきているところです。現時点において具体的なスケジュールを申し上げることは困難ですが、適切な形でＩＱ管理が導入されるよう、検討を進めてまいります。
資源管理基本方針の一部を変更する案「くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の見直しについて」への見直し要望 現状、実績割りの配分・均等割りの配分で配分されており、均等割りの配分への過去実績を用いることは適当ではないと考え、令和４年から令和６年までの期間にクロマグロの漁獲実績がない漁業者に対し、令和７年以降の割当量を０％とするという案の見直しを強く要望します。 本案は、一見すると資源管理の合理化を目的としたもののように見えますが、実際には長年クロマグロ漁に関わってきた多くの漁業者の将来的な参入や復帰の機会を一方的に奪うものであり、以下の点で重大な問題を含んでいます。 １　一時的な漁獲停止の理由が考慮されていない 実績がなかった漁業者の中には、燃油高騰や人手不足、天候不順、漁具の故障、あるいは資源回復に協力するために自主的に操業を控えていた者も含まれます。これらの漁業者を一律に「実績がないから排除する」というのは、事情を無視した不公正な措置です。 ２　将来的な再参入の可能性を閉ざす不合理性	漁獲実績がない漁船の取扱いについては、令和５年度の水産政策審議会資源管理分科会の議論で論点の一つとされ、水産庁から見直しを検討する旨を述べています。また、均等割を０％と設定される船舶については、３管理年度連続して漁獲実績のない船舶を対象としていることから、漁業者の個別事情についてはある程度対応できていると考えています。 適切な資源管理を行いながら漁業生産力を発展させていくという漁業法の趣旨の下、限られた資源を有効に利用するためには、過去連続して漁獲実績がない船については、均等割の対象としないということもやむを得ないものと考えており、水産政策審議会資源管理分科会でも了承が得られています。 なお、このような制約を設けたとしても、漁獲割当割合の申請を行い、漁獲割当割合が０％と設定された者は、他の漁船から年次漁獲割当量の移転を受けることで、くろまぐろを対象とする漁業を営むことは可能です。 また、後継者育成や若手漁業者の参入機会に関しましては、年次漁獲割当量に基づいて、かつお・まぐろ漁業により、くろまぐろを対象とした漁業を営むためには、当該漁業の許可が必要です。現時点において、漁業法第 42 条第１項の規定に基づく、かつお・まぐろ漁業に係る許可の公示は

クロマグロ漁は、漁業者にとって長年の経験や地域の知見が蓄積された重要な漁業です。一時的に操業していなかったからといって将来的にも不要と決めつけ、割当を０％とするのは、地域漁業の持続性や多様性を損なう恐れがあります。特に後継者育成や若手漁業者の参入機会を奪う結果にもなりかねません。 ３　地域経済・文化への悪影響 クロマグロ漁に関連する産業や地域の伝統行事、食文化などは、漁獲の有無だけでなく「漁業者が存在すること」によって支えられています。割当が０％となれば、漁業者はクロマグロ漁から完全に締め出され、地域社会全体の活力を低下させることになります。 ４　柔軟で公平な資源管理の必要性 資源管理は確かに必要ですが、それは公平で透明性のある方法で行われるべきです。過去３年間の実績だけで判断するのではなく、将来にわたって持続可能な漁業を支えるために、一定の条件を満たせば再参入できるような柔軟な制度設計が必要です。 以上の理由から、「令和４年から令和６年に実績のない漁業者への割当を０％とする」案には反対し、見直しを強く要望いたします。実績の有無だけでなく、地域の実情や漁業者の多様な状況を踏まえた公平な制度設計と、将来的な参加の余地を残す柔軟な資源管理方針を強く求めます。	予定されていないため、新規にかつお・まぐろ漁業を営むためには、既存の漁業者の許可を承継する必要があります。その上で、当該許可に係るくろまぐろの漁獲実績を引き継ぐとともに、当該許可に漁獲割当量が設定されている場合には、当該漁獲割当量に基づいて、くろまぐろを対象とした漁業を営むことが可能であり、また、当該許可に漁獲割当割合のみが設定されている場合であっても、他の漁船から年次漁獲割当量の移転を受けることが可能です。
【変更事項２】「別紙２－５　まあじ」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更	
まあじについて 太平洋系群、対馬暖流系群とも主な産卵場は東シナ海で重なっており、そこからの移送状況が両系群の動向を左右するため、太平洋系群の資源見通しは振れ幅が大きいのが現状である。加入が上振れした場合には、ＴＡＣが不足して操業への影響が懸念されるので、少なくとも移送機構が十分解明されるまでは、両系群の一体管理を継続すべきである。	まあじについて まあじについては、従来から太平洋系群と対馬暖流系群の２系群に分けた資源評価が行われてきましたが、東シナ海での産卵に由来する当歳魚の一部は太平洋岸に加入する、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡による、とも考えられている旨、水産研究・教育機構の資源評価報告において記載されています。 そのため、令和７年９月のステークホルダー会合で説明したとおり、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量（ＡＢＣ）は系群別に定めるものの、 漁獲可能量（ＴＡＣ）は、両系群のＡＢＣの合計値の範囲内で一括して行うこととしております。 引き続き、産卵分布調査、標識放流、遺伝的・生化学的手法による集団構造分析、海流などの海洋環境解析などを実施し、集団内及び集団間の動態の実態把握に努めてまいります。その上で、研究により明らかとなった資源の実態を反映した資源評価を踏まえ、漁獲実態を考慮した上で、管理

	のあり方を検討してまいります。
【変更事項３】「別紙２－６　まいわし太平洋系群」の漁獲シナリオ等の変更	
マイワシ太平洋系群について、意見申し上げます。 　個人的には、この資源は漁獲圧より自然環境に左右される魚種で、MSY ベースの評価にて管理する事にいまだに疑問が残ります。 　しかし、ステークホルダー会合の議論により、柔軟な管理を行う事で、関係者の理解の中、管理が行われていると理解しています。 　しかし、近年隣国のロシアが、自国 EEZ 内で漁獲勧告として 100 万トン以上を提示して、日本の TAC より多くの漁獲を推奨しています。事実最近は、日本の漁獲量より外国船の方が多くなってきています。 　このままでは日本の管理の意味が失われますし、国際競争にも影響が出てきます。 　ロシアとの協議を行って努力している事は理解していますが、何も結果は出ていませんし、今後何かが変わるという期待はありません。 　このような場合の、改たな管理の道筋を明示して頂きたいと思います。 　また、今後新たな TAC 魚種で MSY ベースの管理を行う場合、隣国との考え方の相違がある場合は、ステークホルダー会合等で議論が進まないと考えます。	まいわし太平洋系群は、分布範囲がＥＥＺの内外に存在するストラドリング資源であり、日本以外にも、①ロシアが自国水域内で漁獲しているほか、②ロシア・中国が公海（北太平洋漁業委員会（ＮＰＦＣ）海域）で漁獲しています。この点について、それぞれ、以下の方針により引き続き対応してまいります。 【①ロシア水域における漁獲（ロシア）への対応方針】 ・日ロ双方の水域を対象とする地域漁業管理機関は存在しない（ＮＰＦＣの条約水域は公海域が対象）ことから、二国間関係（日ソ地先沖合漁業協定の枠組み）を通じて、対応していく。 ・具体的には、まずは、我が国による本系群の資源評価結果をロシア側に共有することで、当該資源の資源状態についての共通認識が醸成されるよう努める。 ・また、ロシア側から当該資源に関する情報を収集し、資源評価の精度向上等に努める。 【②公海（ＮＰＦＣ海域）における漁獲（ロシア・中国）への対応方針】 ・ＮＰＦＣにおいて、 ◎資源評価の早期実施 ◎ＭＳＹを実現する資源量を目標とする数量管理の早期導入 を目指す。 ・その過程においては、公海における漁獲量を抑制するための予防的措置の導入に努める。
「変更事項３「別紙２－６　まいわし太平洋系群」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更」について以下のとおり意見する。 　令和７管理年度の本系群の漁獲可能量は前年度から大幅削減となり、特にまき網漁業の総量管理区分においては漁獲実績の早期積み上がりにより漁獲枠がひっ迫する状況となっている。 　今回見直される資源管理基本方針に基づき行われる令和８管理年度以降の本系群の資源管理においては、漁獲枠の不足により休漁が必要になる等、漁業者や水産加工業者の経営に深刻な悪影響を及ぼすことのないよう、新たに導入される管理年度中の漁獲量の調整や、留保からの追加配分の迅速かつ確実な実施並びに柔軟な制度運用をお願いしたい。 　また、国際交渉にあたっては、外国船による漁獲の実態把握に努めると	ご意見について承知しました。今後の施策の参考とさせていただきます。

ともに、我が国の漁業者の経営に配慮し、不利益とならないよう、引き続き当該資源利用のパイオニアとして（最大の利用国として）粘り強い交渉を行って頂きたい。	
マイワシ太平洋系群について (1)親魚量が目標管理基準値を超えているときの管理のあり方 　マイワシ太平洋系群の最新の資源評価では、親魚量が目標管理基準値を引き続き大きく上回っているにもかかわらず、令和３年から７年の間採用された、1 を上回るβ値を採用しない案となっている。資源評価自体が近年の高加入が続くことを前提にしているためとの説明を受けているが、まだ十分な理解が得られているとは言い難いので、1 を上回るβ値の取り扱いについて十分な説明をお願いしたい。 (2)外国漁船の漁獲について 　漁獲圧が望ましい水準を大きく上回っているのは、外国漁船による漁獲の増加が理由である。我が国漁船の資源管理が無意味にならないよう早急に交渉を進め、資源管理措置の実現を図る必要がある。資源管理基本方針においても、外国との交渉を進めることを明示すべきではないか。	まいわし太平洋系群について (1)親魚量が目標管理基準値を超えているときの管理のあり方 　資源管理基本方針本則は、「漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。」と定めています。 　水産資源の持続的な利用を確保するためには資源状態に応じて漁獲の強さをコントロールする必要があります。 　βは漁獲の強さを調整する漁獲シナリオの係数であり、最大持続生産量（ＭＳＹ）を実現する漁獲の強さとの比較で表されます。βが1.0を上回るということは、ＭＳＹを実現する漁獲の強さよりも大きいことを意味します。 　本系群について、令和３管理年度から令和７管理年度にかけては、親魚量がＭＳＹ水準を大きく超えており、良好な加入が続いていたこと等を踏まえるとともに、毎年の資源評価の結果、親魚量が目標管理基準値を下回る場合にはこれを見直すことを前提として、令和３管理年度から令和５管理年度はβを1.2、令和６管理年度から令和７管理年度はβを1.3とする漁獲シナリオを採用しました。 　最新の資源評価では、近年の急激な低体重化に伴う成熟率の変化が十分に把握できていないため、本年度の評価では親魚量が過大評価されている可能性が示されたこと、また、令和３管理年度から令和７管理年度の間に採用されていた考え方に基づく将来予測では、10年後に親魚量をＭＳＹ水準以上に維持するにはβを0.9以下とする必要があることが示されたことから、令和７年９月のステークホルダー会合で議論した結果、令和８管理年度から令和12管理年度についてはβを1.0とすることとしています。 (2)外国漁船の漁獲について 　引き続きの課題として、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

(3)資源が良好な場合の資源管理目標の定め方 　親魚量がＭＳＹ水準を大きく上回る時に、どのような目標を実現べきなのか明確でなく、漁業者に迷いが生じている。漁獲を増やして速やかにＭＳＹ水準実現を目指すのか、全く別の目標を立てるのが適切なのか不明である。本資源に限らず、資源が回復した場合の目標について明確な考え方を示すべきではないか。	(3)資源が良好な場合の資源管理目標の定め方 　資源管理の目標は、漁業法第12条に定められています。
【変更事項６】「別紙２－49　かたくちいわし瀬戸内海系群」の管理年度の変更	
別紙２-49 かたくちいわし瀬戸内海系群(ステップアップ管理対象資源) 県境が輻輳する瀬戸内海において府県に管理を任せる事の可否について 　漁業法改正時に廃止された海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC 法）第３条第２項第６号で、農林水産大臣が都道県に対して配分する第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関し「漁獲可能量について、海面がその区域内に存する都道府県別に定める数量」と明記され、都道府県が管理管轄する水面（属地）ごとに配分するよう定められていました。また、漁業法改正において本条文に変更が加えられた形跡は見当たりません。すなわち、水産庁は配分の基礎となる統計が属人集計されたものしかないことを根拠に独善的な法解釈を行い、都道府県への TAC 配分を属人数量として配分していると説明してきたものと考えます。 　このことで何が不都合かと言えば罰則を伴う府県規則の適用範囲の整合が取れないことに尽きます。府県に事務を委託してる水産庁は、以下に示す範囲を正確に答え、図示することが出来るのでしょうか。これが出来れば、法律どおりの配分へ近づけるものと考えます。 （１）瀬戸内海の府県が定める採捕報告に関する規則の適用範囲を図示（明示）してください。 （２）瀬戸内海の府県が定める採捕停止命令に関する規則の適用範囲を図示（明示）してください。 （３）瀬戸内海の府県が定める漁業調整規則の適用範囲を図示（明示）してください。 （４）仮に、「属人配分」を強行した場合、遊漁を含め、「海なし県」に属する人は資源にアクセスできなくなります（海なし県が漁業法第 14 条に基づく方針を定め、水産庁が一定量の配分を行なえば理論上は可能です	今回のパブリックコメントは、管理年度の期間の変更案に対して実施するものであり、御意見の内容はその対象から外れたものですが、今後の施策の参考とさせていただきます。

が、関係海区漁業調整委員会とはどこになるのでしょうか）が、これは憲法第 14 条に規定する「門地」による差別に該当するのではないでしょうか。 これらの規則は全て漁業法を根拠として府県が定めたものですが、規則によっては農林水産大臣の認可が必要なものもあり、取締りが必要となった場合、規則の適用範囲について、水産庁は回答する義務を有すると考えます。 水産庁が、府県規則の適用範囲を具体的に示すことができないまま、拘禁刑を含む罰則を伴う規則の運用を府県に任せることは、罪刑法定主義に反し、法治国家として看過できない事態であり、無用な混乱を避ける必要があります。 このため、第８　その他資源管理に関する重要事項に新たな項目として、「法的根拠の整理」を明記し、この問題の解決が図られるまでの間は、ステップ２に移行することのないよう措置すべきと考えます。 なお、これらの問題を全て解決する方法として、クロマグロにおける遊漁管理のように、水産庁が一元的に管理を実施すればよいのですが、その考えはありませんか。	
別紙２-49　かたくちいわし瀬戸内海系群における管理年度の変更は、カタクチイワシの生物学的特性などから変更を行うのでなく、あくまで利用する側の人間の都合だけで変更するということでよいか。	管理年度は、資源管理基本方針本則に則して、対象とする特定水産資源の特性及びその採捕の実態に応じて定めることとなっております。
別紙２-49 かたくちいわし瀬戸内海系群　第８　２ 資源が回復しているにもかかわらず、取り残しが生じる可能性が高い場合の措置 本年、スルメイカ資源が回復基調に転じ、一部の漁獲区分において漁獲可能枠に達したことから、11 月から翌年３月までの５か月にもわたり、採捕停止措置が講じられることになった。 しかし、現時点での正確なスルメイカ資源水準を誰も把握していない。小手先の漁獲枠の融通では、科学的な根拠に乏しく、必要な資源を温存しつつ最大限に利用するという漁業法改正の理念から遠く離れてしまっている。資源の現状を説明できないままでは、漁業者をはじめとして国民が納	今回のパブリックコメントは、管理年度の期間の変更案に対して実施するものであり、御意見の内容はその対象から外れたものですが、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、ご指摘の「短命魚のＴＡＣ管理」に関する課題は認識しており、スルメイカやカタクチイワシなど、資源ごとに、ステークホルダー会合などにおいて議論を行い、必要な運用の導入等を検討・実施しているところです。

得できるはずがない。 　海流や餌資源など、漁獲圧と関係ないところで資源が回復したとすれば、漁獲圧を０にした場合を超えて資源が豊富に存在することになる。水産庁や水研機構は自らの理論を擁護するために「資源評価」を実施するための「漁獲量」を増やさないために「採捕停止」に踏み切ったと言われても仕方がない。 　そうでないなら、採捕停止期間中「漁獲量」に変わる資源調査を国の責任で実施すべきであるが、その予定があるのか示していただきたい。そのうえで管理期間中に MSY をはじめとして目標管理基準値などを柔軟に変更する必要があると考えるがどうか。 　カタクチイワシやスルメイカなどの短命魚の適正な「漁獲量」をリアルタイムに近い形で正確に把握しなければ、資源回復期において資源の取り残しが生じ、漁業者の収入減につながるばかりか、流通・加工をはじめとする関連産業に大きな影響を与え、消費者には価格上昇という不利益を与えることになる。 　こうしたことが予想されるなか、根拠が希薄な短命魚にも漫然と現行の TAC 管理を継続することは水産庁の不作為とはならないか。	
別紙２-49 かたくちいわし瀬戸内海系群 　本年、７年超に及ぶ黒潮の蛇行が解消し、紀伊半島沖で接岸傾向となっている。カタクチイワシの瀬戸内海系群では、産卵域が太平洋側に広く存在することから、その資源を評価するに際し、過去７年間の黒潮蛇行（離岸）期と本年からの黒潮非蛇行（接岸）期における瀬戸内海側への卵の供給、シラス期の漁獲量等を見極めたうえで判断すべきである。 　また、紀伊水道南部の海底谷を経由した深層水の流れ込みの影響による栄養塩供給にも深くかかわっており（藤原建紀ら多くの論文あり）、瀬戸内海のカタクチイワシ資源との関連も精査すべきと考えるがどうか。	
別紙２- 49 かたくちいわし瀬戸内海系群（ステップアップ管理対象資源） 日本政策金融公庫の AFC フォーラム 2025 秋１号で「海洋変化と持続漁業の道」という特集が掲載された。この冒頭で藤田水産庁長官が、「海洋環境の変化を受けて、・・・水産資源の分布・回遊にも変化が生じている。」と述べ海洋環境の変化と水産資源の変化との関連について示唆を行い、外国漁船との競合の話をされているが、このなかで、サンマとイカ（スルメイ	

カ）の話が特に気になった。 　サンマについては、TAC 上限に達したことから水揚げ後の出漁までの時間調整がなされたが、本年のサンマの豊漁については、黒潮の蛇行の解消により、冷水域が日本に近い海域に流れ込んだ影響だと報じられた。併せて、サンマ資源全体が回復したものではないとも報道された。 　ここまでは理解できるが、公海から我が国の EEZ 内へとサンマの回遊ルートが変わったとすれば、公海での外国船の取り残しは増えるはずである。外国船の取り残しを我が国の漁船が我が国の EEZ 内で漁獲することに何の不都合が生じるのか。サンマ資源の全体量を適切に評価しているのであれば、その分布域から外国漁船が漁獲するおおよその数量を予測し、漁期中にも管理目標数値を柔軟に変更する体制が求められる。結果、漁業者が儲け損ねたうえ、消費者は価格上昇に苦しめられただけではなかったのかという疑念を払拭する責務を水産庁は負うべきである。サンマ、スルメイカ、カタクチイワシ等の短命魚にあっては、漁期中の資源の再評価と管理目標の見直しが必須であると考えるが、今後どう対応するのか道筋を示していただきたい。 　また、同誌には、水研機構の荒井大介氏が「気候変動による水産資源への影響」として寄稿されているが、「カイアシ類」に属する動物プランクトンが、北の海でも減少していることが報告されている。「カイアシ類」は多くの水産生物の初期餌料として極めて重要である。瀬戸内海では、これまで、富栄養化の背景もあり、卓越年級群が発した際の生き残りが多くなり、長期的な資源の安定に寄与してきた。しかし、栄養塩が減少し、植物プランクトンが減少し、動物プランクトンが減少するなかで産卵親魚や稚魚を多く残したところで順調に育つだろうか。瀬戸内海や黒潮の影響が強い海域にあっては、いくら漁獲圧を下げても資源は回復しないという事をいいかげん解っていただきたい。資源減少の責任を過剰漁獲のせいだけにしないでいただきたい。 　瀬戸内系群のカタクチイワシをＴＡＣ管理するのであれば、先に述べた漁期中の資源の再評価と管理目標の柔軟な見直し及び太平洋の産卵域から瀬戸内海への卵の流入、瀬戸内海における餌料環境と資源との関わり、言い換えれば環境収容力について検討を加えるべきであると考えるが、具体的にどう対応していくのか、考えを示していただきたい。	

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しております。

その他、今回のパブリックコメントとは関係のないご意見が２件寄せられました。